

長野原町景観条例施行規則

平成 26 年 3 月 19 日
規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、以下「法」という。）及び長野原町景観条例（平成 26 年 3 月 6 日条例第 3 号、以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第 2 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の（変更）届出書（様式第 1 号）を町長に提出して行うものとする。
2 届出書には、景観法施行規則（国土交通省令第 100 号、以下「施行省令」という。）第 1 条第 2 項に掲げる図書を添付しなければならない。
3 第 1 項の届出は、当該行為の着手予定日の 30 日前までに行わなければならない。
4 届出書及び添付書類の提出部数は、正副 2 部とする。

(行為の変更の届出)

第 3 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、届出書に前条第 2 項に掲げる図書のうち変更に係る部分を明記した必要な図書を添付して行うものとする。

(適合の通知)

第 4 条 町長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるとき、又は良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、30 日以内にその旨を行為適合通知書（様式第 2 号）により当該届出をした者に通知するものとする。

(勧告)

第 5 条 法第 16 条第 3 項の規定による勧告は、行為勧告書（様式第 3 号）により行うものとする。
2 前項の勧告を受けた者は、当該勧告に係る措置の内容について、届出書により町長に届け出なければならない。

(変更命令等)

第 6 条 法第 17 条第 1 項の規定による命令は、行為変更命令書（様式第 4 号）により行うものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 10 日規則第 27 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 7 月 10 日から施行する。

景観計画区域内における行為の (変更) 届出書

年 月 日

長野原町長

様

住所
氏名
連絡先 (電話)

印

法人等にあつては、
主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

[]

景観法第 16 条及び長野原町景観条例第 13 条、第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

| 場 所 | 長野原町 | | | |
|-------|---------------------|------------------|------------------------------------|----------------|
| 行為の種類 | (1) 建築物 | 用 途 | | |
| | | 区 分 | 新築・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更) | |
| | | 規 模 | 建築面積 m ² | |
| | | 規模・構造 | 延べ床面積 | m ² |
| | | | 最高の高さ | m |
| | | | 外観の変更概要 | |
| | | | 造 地上 階 地下 階 | |
| | 仕上材料 | 屋根： 外壁： | | |
| | 色 彩 | 屋根： 外壁： | | |
| | (2) 工作物 | 種類・用途 | | |
| | | 区 分 | 新築・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更) | |
| | | 規 模 | 築造面積 m ² | |
| | | 規模・構造 | 高さ | m |
| | | | 長さ | m |
| | 外観の変更概要 | | | |
| | (3) 開発行為 | 色 彩 | | |
| | | 目 的 | | |
| | | 面 積 | m ² | |
| | (4) 土地の形質の変更 | 法面又は擁壁 の高さ・長さ | 高さ m・長さ m | |
| | | 目 的 | 土石の採取・鉱物の採掘・その他 | |
| | | 面 積 | m ² | |
| | (5) 屋外における 物件の堆積 | 法面又は擁壁 の高さ・長さ | 高さ m・長さ m | |
| | | 目的・種類 | 土石・廃棄物・再生資源・その他 (物件の品目：) | |
| | | 面 積 | m ² | |
| | | 高 さ | m | |
| | (6) 木竹の伐採 | 堆積の期間 | 日間 | |
| 目 的 | | | | |
| 面 積 | | m ² | | |

| | | |
|------------------------|----------------------|-------|
| 行為の期間 | 着手予定日 | 年 月 日 |
| | 完了予定日 | 年 月 日 |
| 変更の概要 (変更届出の場合のみ記入) | (前回の適合通知番号 発第 号) | |
| 設計又は施工方法 | | |
| | (良好な景観形成のため特に配慮した事項) | |
| ※助言・指導及び経過 | | |

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 色彩欄には、色調をできるだけ詳しく記入してください。
例：黒、濃灰色などの色名、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値（マンセル値）等
- 物件の品目については、木材、自動車など、屋外に堆積する品目の種類、名称等を具体的に記入してください。
- 届出書には、行為の種類に応じて、次の表に掲げる図書（行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの）及びその他提出を求められた図書を添付してください。

| 行為の種類 | 図 書 | |
|-------------------------------|-------------------|---|
| | 種 類 | 図 書 に 明 示 す る 事 項 |
| 建築物の建築等及び工作物の建設等 | 位置図(縮尺2,500分の1以上) | 方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 |
| | 現況写真 | 行為地及び周辺の状況 |
| | 配置図(縮尺100分の1以上) | 縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物及び工作物の位置、届出に係る建築物及び工作物と他の建築物及び工作物等の別、擁壁及び土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料 |
| | 立面図(縮尺50分の1以上) | 縮尺、方位、高さ、主要部分の寸法、開口部及び付属設備の位置並びに形状、仕上げ材料及び色彩 |
| 開発行為 | 位置図(縮尺2,500分の1以上) | 方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 |
| | 現況写真 | 行為地及び周辺の状況 |
| | 計画図(縮尺100分の1以上) | 方位、行為地の境界線、植栽計画、断面の位置、宅地造成の場合は区画割 |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | 位置図(縮尺2,500分の1以上) | 方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 |
| | 現況写真 | 行為地及び周辺の状況 |
| | 計画図(縮尺100分の1以上) | 縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画 |

| | | |
|-------------|-----------------------|---|
| 屋外における物件の堆積 | 位置図(縮尺 2,500 分の 1 以上) | 方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 |
| | 現況写真 | 撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) |
| | 配置図(縮尺 100 分の 1 以上) | 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法、物の堆積の位置、遮蔽物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差、附近の土地利用の現況 |
| | 立面図(縮尺 50 分の 1 以上) | 縮尺、方位、寸法、堆積物及び遮蔽物の位置及び形状 |
| 木竹の伐採 | 附近見取図 | 方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 |
| | 現況写真 | 行為地及び周辺の状況 |
| | 伐採計画図 | 縮尺、方位、伐採区域、附近の土地利用状況及び隣接する道路の位置並びに幅員 |
| | 土地利用計画図 | 縮尺、方位及び行為後の土地利用計画 |

行為適合通知書

年 月 日

届出者

様

長野原町長

印

年 月 日付けで届出のありました行為について、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認め、景観法第 18 条第 2 項の規定により、行為の着手の制限期間を短縮することとしましたので通知します。

| | |
|----------------|-----------------|
| 行為の場所 | |
| 行為の種類 | |
| 短縮後の行為の着手の制限期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 留意事項 | |

行 為 勸 告 書

年 月 日

届出者

様

長野原町長

印

年 月 日付けで届出のありました行為について、景観法第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり改善措置を講じていただくよう勧告します。

| | |
|--------------|--|
| 行為の場所 | |
| 行為の種類 | |
| 改善措置 勧告事項 | |

行為変更命令書

年 月 日

届出者

様

長野原町長

印

年 月 日付けで届出のありました行為について、景観法第 17 条第 1 項の規定により、良好な景観形成のための行為の制限に適合するよう、設計変更その他必要な改善措置を講じていただくよう命じます。

| | |
|--------------|--|
| 行為の場所 | |
| 行為の種類 | |
| 改善措置 命令事項 | |